

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十九年四月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 前報整理番号

に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

- | | | |
|-----|---|----------------------|
| 212 | 2, 2, 4, 6, 6 - ペンタメチルヘプタン | (2)-10 |
| 213 | ナトリウム = 1, 4 - ビス [(2 - エチルヘキシル) オキシ] - 1
, 4 - ジオキソブタン - 2 - スルホナート | (2)-1620
(2)-1623 |
| 214 | ナトリウム = アルキル (C = 8 ~ 18) = スルファート | (2)-1679 |
| 215 | テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム) | (2)-1820 |

- 216 ジメチル [ビス (オクタデセン - 1 - イル)] アンモニウムの塩 (2)-184
- 217 (1 - ヒドロキシエタン - 1 , 1 - ジイル) ジホスホン酸又はその (2)-2936
カリウム塩若しくはナトリウム塩 (2)-4162
- 218 モノ (又はポリ) クロロアルカン (C = 14 ~ 17、直鎖型) (2)-68
- 219 りん酸トリトリル (3)-2522
(3)-2613
(3)-3363
- 220 ジメチル (1 - フェニルエチル) ベンゼン (4)-38
(4)-244
- 221 4 , 5 - ジクロロ - 2 - オクチルイソチアゾール - 3 (2 H) - オ (5)-6165
ン
- 222 (アンヒドロ (又はジアンヒドロ) グルシトールとドデカン酸のモ (7)-110
ノエステル) と - ヒドロ - - ヒドロキシポリ (オキシエチレン (8)-55
) のモノ (又はポリ) エーテル
- 223 - (アルキル (C = 10 ~ 16)) - - (スルホオキシ) ポリ [(7)-155

オキシエチレン) (又はオキシエチレン/オキシ(メチルエチレン))] のオニウム塩又はナトリウム塩 (繰り返し単位の繰り返し数の平均が 1 ~ 4 のものに限る。)

224 アジピン酸・*N* - (2 - アミノエチル) (又は *N* , *N* - ビス (2 (7)-1951
- アミノエチル)) エタン - 1 , 2 - ジアミン・2 - (クロロメチ (7)-1961
ル) オキシラン重縮合物

225 - (イソシアナトベンジル) - - (イソシアナトフェニル) ポ (7)-872
リ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]

226 { デンプンのポリ [2 - ヒドロキシ - 3 - (トリメチルアンモニオ (8)-118
) プロピル] エーテル } の塩

227 ナトリウム = (アルキル (C = 12、分枝型)) (アルキル (C = 12 (9)-1958
、分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート (又はナトリウム =
(アルキル (C = 12、分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート
又はナトリウム = (アルキル (C = 12、分枝型)) (フェノキシ)
ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム = (アルキル (C = 12、分
枝型)) [(アルキル (C = 12、分枝型)) (スルホナト) フェノ

キシ] ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム = (アルキル (C =
12、分枝型)) (スルホナトフェノキシ) ベンゼンスルホナート)